

平成22年4月教育委員会定例会会議録

報告事項

報 第1号 和歌山県教育庁組織規則の一部改正について

黒田総務課長から、年度末人事異動及び教育庁組織改編による所要の整備を行ったため、報第13号まで一括して説明を行った。報第1号から報第13号までの主な改正の要点として、教育支援事務所の設置、スポーツ課に競技力向上推進班を設置、また、附置室・内室を整理し、機動的・効率的に業務を処理するため、「課内室」に一元化したことを挙げ、以上の点に関する規則の改正を行った旨の説明があり、報第1号について報告のとおり了承された。

報 第2号 和歌山県教育委員会社会教育主事の派遣に関する規則の廃止について

総務課長から廃止の理由として、生涯学習の振興に向け、市町村における体制整備等を行うため、市町村に対し社会教育主事（地域教育主事）を派遣してきたが、初期の目的を達成したため市町村にその任務を委ねることとし、制度を終了させた。今後は教育支援事務所が市町村を支援していくという旨の説明があり、報告のとおり了承された。

報 第3号 和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部改正について

総務課長から、人事管理を円滑に行うため、所要の整備を行った旨の説明があり、報告のとおり了承された。

報 第4号 和歌山県教育センター学びの丘規則の一部改正について

総務課長から教育庁組織改編に伴い、教育センター学びの丘の業務及び組織等について、所要の整理を行ったという旨の説明があり、報告のとおり了承された。

報 第 5 号 和歌山県教育庁処務規程の一部改正について

総務課長から教育庁組織改編に伴う所要の整備を行ったとの説明があり、報告のとおり了承された。

報 第 6 号 教育支援事務所処務規程の制定について

総務課長から教育支援事務所の設置に伴い、事務所における事務処理等について適正かつ効率的運用を図るため、規程を新設した旨の説明があり、報告のとおり了承された。

報 第 7 号 和歌山県教育庁等文書規程の一部改正について

総務課長から、教育庁組織改編に伴う所要の整備を行ったとの説明があり、報告のとおり了承された。

報 第 8 号 和歌山県教育委員会公印規程の一部改正について

総務課長から、教育庁組織改編に伴う所要の整備を行ったとの説明があり、報告のとおり了承された。

報 第 9 号 学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程の一部改正について

総務課長から、教育庁組織の改編及び和歌山県立体育館及び和歌山県立武道館の指定管理者制度導入に伴う所要の整備を行った旨の説明があり、報告のとおり了承された。

報第 10 号 和歌山県立体育館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程及び和歌山県武道館に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の廃止について

総務課長から、和歌山県立体育館及び和歌山県立武道館の指定管理者制度導入のため廃止した旨の説明があり、報告のとおり了承された。

報第11号 和歌山県教育委員会広報規程の一部改正について

総務課長から、教育庁組織改編に伴う所要の整備を行ったとの説明があり、報告のとおり了承された。

報第12号 和歌山県教育委員会事務局職員等の出勤簿取扱規程の一部改正について

総務課長から、労働基準法改正による職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う所要の整備を行った旨の説明があり、報告のとおり了承された。

報第13号 事務専決規程の一部改正について

総務課長から教育庁組織改編に伴う所要の整備を行ったとの説明があり、報告のとおり了承された。

報第14号 和歌山県立図書館協議会委員の委嘱について

東中生涯学習課長から、委員が3月31日をもって職を辞したため、後任を平成22年4月1日付けで任命した旨の説明があり、報告のとおり了承された。

報第15号 平成22年度和歌山県教科用図書選定審議会の委員の変更について

学校指導課長から説明があり、報告のとおり了承された。

報第16号 県立学校処務規程の一部改正について

学校人事課長から説明があり、改正の理由について、海南高等学校と大成高等学校及び串本高等学校と古座高等学校の統合に伴い、海南高等学校大成校舎及び串本古座高等学校古座校舎の教頭の専決事項についての所要の整備を行ったとして、報告のとおり了承された。

報第17号 県立学校出勤簿取扱規程の一部改正について

学校人事課長から、労働基準法改正による職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う所要の整備を行うためとの説明があり、報告のとおり了承された。

付議事項

議案第 1号 第70回国民体育大会開催申請（案）について

喜多スポーツ課副課長から第70回国民体育大会開催申請書について説明があった。

委員から、国民体育大会の本格的な取組が始まったので、力を入れて取り組んでいかねばならない。競技も非常に多く、和歌山県内の選手の育成も肝要であるという意見があった。

委員から、正式競技中の選択競技についての説明を求められ、スポーツ課副課長から、軟式野球と銃剣道が開催年にあたっており、また、選択競技としてなぎなたを選択したとの説明があった。

委員から、ライフル射撃・クレー射撃・馬術は競技会場未選定競技になっているが、いつ頃会場が決定するかとの質問があった。スポーツ課副課長から、現在、知事部局の国体準備課で検討されているとの説明があった。

委員から、収容可能数と宿泊予定数について、宿泊予定人数に対し、収容可能数の方が少ない地域があるがどのように対応するのかとの質問があった。また、地域によっては他府県の宿泊施設や、民泊等を活用することとなると思うが、競技関係者だけでなく、応援に来県される方々の数も十分に勘案し、計画を策定されたいとの意見と要望があり、スポーツ副課長から御意見御要望の趣旨を国体準備課、実行委員会に伝えてまいりたいとの回答があった。以上審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 2号 平成22年度和歌山県指定文化財の指定（案）について

津井文化遺産課長から、所有者の同意書の提出が間に合わなかったため、前回決定を見送った雑賀崎台場の指定理由について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。